

香芝市告示第84号

香芝市寄附採納事務取扱要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

香芝市長 三橋和史

香芝市寄附採納事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香芝市（以下「市」という。）に対する寄附の採納事務を公正かつ適正に執行するため、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(寄附の種類)

第2条 この要綱において取り扱う寄附の種類は、現金（現金に代えて納付される証券を含む。以下「寄附金」という。）及び現金以外の物件（以下「寄附物件」という。）とする。

(寄附採納留意事項)

第3条 寄附の採納をしようとするときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 公序良俗に反しないこと。
- (2) 行政の中立性、公平性等が確保できること。
- (3) 宗教的若しくは政治的な団体又は個人からの寄附でないこと。
- (4) 寄附物件のうち、展示、植栽その他の設置するための条件整備が必要なものについては、その場所等が確保できること。
- (5) 係争の原因となるおそれがないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法令の制限その他の制約がないこと。

2 前項に規定するもののほか、寄附に条件が付されているときは、その内容について十分確認しなければならない。

(寄附の申出)

第4条 市に対し寄附をしようとする者（以下「寄附申出者」という。）は、寄附金の申出にあつては寄附金寄附申出書（第1号様式）を、寄附物件の申出にあつては寄附物件寄附申出書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 寄附物件の位置図、平面図、測量図、公図等の写し
- (3) 所有権の移転を承諾する書類
- (4) 印鑑登録証明書
- (5) その他寄附物件に関する書類

(採納事務の所管)

第5条 寄附採納事務に係る所管の課室の長（以下「所管課長」という。）は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 寄附金は、寄附申出者からその用途について希望がある場合は、当該事務を担当する課室の長とする。ただし、特に希望がない場合は、予算編成及び執行管理に関する事務を所掌する課室の長とする。
- (2) 寄附物件のうち、土地及び建物は、固定資産台帳に関する事務を所掌する課室の長とする。
- (3) 前号に規定する寄附物件以外の寄附物件は、寄附申出者からその用途について希望がある場合は、当該事務を担当する課室の長とする。ただし、特に希望がない場合は、前号に規定する課室の長とする。

(採納可否の決定及び通知)

第6条 所管課長は、寄附申出があったときは、寄附の内容について審査をしなければならない。

2 所管課長は、前項の規定により審査した後、採納の可否について、市長の決裁を受けなければならない。この場合において、所管課長は、表彰に関する事務を所掌する課室の長並びに前条第1号ただし書及び第2号に規定する課室の長並びに関係する課室の長に合議しなければならない。

3 前項の規定により寄附を採納することを決定したときにあつては寄附採納決定通知書（第3号様式）により、寄附を採納しないことを決定したときにあつては寄附採納不決定通知書（第4号様式）により、寄附申出者に通知するものとする。

(経営会議への付議)

第7条 所管課長は、前条第2項に規定する寄附採納の決定に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、経営会議に付するものとする。

- (1) 当該寄附が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第9号に規定する議会の議決を要する負担付きの寄附又は贈与に該当すると認められるとき。
- (2) 前号の規定に該当しない場合であっても、その用途の指定等の条件が付されているとき。
- (3) 当該寄附物件の維持管理等に対し、新たな予算措置が必要となる等一定の財政負担が生じると認められるとき。
- (4) その他重要又は異例な寄附であつて、当該寄附を受けることの是非について経営会議に付する必要があると認められるとき。

(寄附の受領)

第8条 市長は、寄附を採納するときは、寄附受領書（第5号様式）により寄附申出者に通知するものとする。

（感謝状等）

第9条 市は、香芝市表彰条例（平成4年条例第1号）第5条第4号の規定に該当しないときは、寄附の性質及び内容に応じて感謝状を贈呈し、又はその他の方法により感謝の意を表するものとする。

（適用除外）

第10条 この要綱は、次の各号に掲げるものについては適用しないものとする。

- (1) 国、県その他の公共団体又は公共的団体からの財産等の寄附又は贈与
- (2) 香芝市開発指導要綱（令和7年告示第59号）第22条に規定する公益施設の寄附
- (3) 私道等の寄附
- (4) 個人からの現金（現金に代えて納付される証券を除く。）の寄附（その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該者に及ぶと認められるものを除く。）
- (5) 信託法（平成18年法律第108号）第90条第1項各号に規定する信託を利用した寄附であって、当該寄附について別に定めがあるもの
- (6) 地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の3に規定する寄附（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、寄附採納事務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

寄附金寄附申出書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

次のとおり金員の寄附をしたいので、香芝市寄附採納事務取扱要綱第4条の規定により、提出します。

寄 附 の 理 由	
寄 附 金	円
備 考	

第2号様式（第4条関係）

寄附物件寄附申出書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

次のとおり物件の寄附をしたいので、香芝市寄附採納事務取扱要綱第4条の規定により、提出します。

寄 附 の 理 由			
寄 附 物 件	土 地	所 在 地	
		地 目	
		地 積	
	建 物	所 在 地	
		構 造	
		床 面 積	
	そ の 他	品 名	
規 格、 数 量、等			
当 該 寄 附 物 件 の 時 価			
備 考			

添付書類

- 登記事項証明書
- 寄附物件の位置図、平面図、測量図、公図等の写し
- 所有権の移転を承諾する書類
- 印鑑登録証明書
- その他寄附物件に関する書類

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



寄附採納決定通知書

年 月 日付けで申出がありました次の寄附について、感謝の意を表し、これを採納することと決定しましたので、香芝市寄附採納事務取扱要綱第6条第3項の規定により、通知します。

寄 附 金			円
寄 附 物 件	土 地	所 在 地	
		地 目	
		地 積	
	建 物	所 在 地	
		構 造	
		床 面 積	
そ の 他	品 名		
	規 格、 数 量、等		
備 考			

第4号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



寄附採納不決定通知書

年 月 日付けで申出がありました次の寄附について、採納しないことに決定しましたので、香芝市寄附採納事務取扱要綱第6条第3項の規定により、通知します。

理 由			
寄 附 金		円	
寄 附 物 件	土 地	所 在 地	
		地 目	
		地 積	
	建 物	所 在 地	
		構 造	
		床 面 積	
そ の 他	品 名		
	規 格、 数 量、等		
備 考			

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



寄 附 受 領 書

年 月 日付けで採納の決定を通知しました次の寄附について、採納しましたので、香芝市寄附採納事務取扱要綱第8条の規定により、通知します。

寄 附 金			円
寄 附 物 件	土 地	所 在 地	
		地 目	
		地 積	
	建 物	所 在 地	
		構 造	
		床 面 積	
そ の 他	品 名		
	規 格、 数 量、等		
備 考			